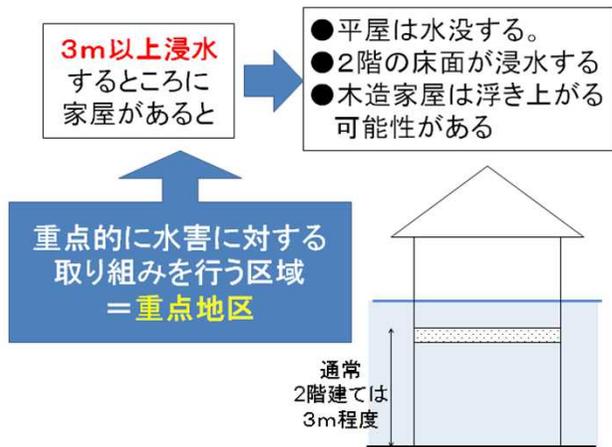


重点地区での取組



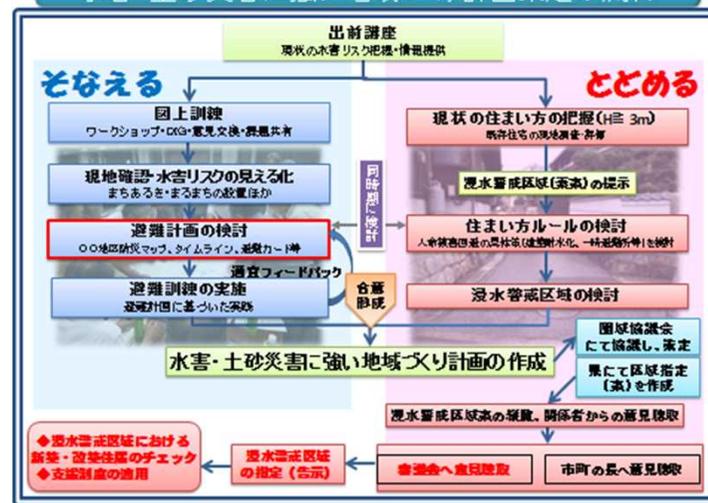
200年確率降雨で3m以上浸水する恐れのある区域に、家屋があるか開発の見込みがある県内約50地区(うち甲賀市7地区)を重点地区とし、水害に強い地域づくりの取組を始めることを目的としている。

浸水警戒区域指定の目的

- 200年確率降雨時に3m以上の浸水が予想される区域において、改築および新築される住居の2階が浸水しないかのチェックを県が行う。
- 区域内の既存住宅建て替えの場合は、2階が浸水しないようにするための嵩上げ等を実施するように誘導する。その費用を一部助成する制度により支援。

将来にわたって水害に強い地域とするため、県が責任を持ってチェック/支援する制度が浸水警戒区域制度です。

水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の流れ



黄瀬地区での【そなえる】対策 取組経緯

| 平成26年度 | |
|--------|--|
| 11月15日 | 出前講座 |
| 2月2日 | 水害履歴調査 |
| 3月1日 | 図上訓練 |
| 平成27年度 | |
| 6月18日 | これまでの取組のまとめと区域指定の説明 |
| 7月26日 | まちあるき |
| 10月18日 | 避難計画を考えるWG |
| 2月~3月 | 地区ごとの避難計画検討 |
| 6回開催 | 2月17日北側上 19日北側下 23日小池 26日山添 3月1日東出 4日内裏野 |
| 平成28年度 | |
| 5~9月 | ■避難場所候補地協議 【信楽荘】【黄瀬生産森林組合】区と協定締結済 【NEXCO】協定は締結できなかったが、緊急時の信楽ICへの避難については拒否しないとのことだった。 |
| 10月30日 | ■避難訓練・避難計画の説明会 区主催の避難計画に基づいた避難訓練。策定した避難計画の説明(避難計画は区民全戸配布)。参加者約100名。 |
| 平成29年度 | |
| 4月~7月 | 土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を踏まえて、信楽荘内の避難ルートに見直しを行った。 |
| 10月28日 | ■避難訓練および避難所運営訓練(HUG) 新たに検討した入り口を通る避難ルートにて、避難訓練を実施。避難訓練後は避難所運営訓練を行った。 |

【黄瀬区避難計画として整理したもの】

- ◆ 4種類のマップ
 - ・防災マップ (R-DIGの情報を記載)
 - ・A.まずみるマップ (リスクの確認)
 - ・B.はや逃げマップ (避難計画)
 - ・C.逃げ遅れマップ (逃げ遅れた時の対処方法)
- ◆ 避難者名簿
 - ・街戸ごとの避難する場所をまとめた名簿
 - ・避難場所での避難者の確認に使用
- ◆ タイムライン



避難計画(冊子)



平成28年に続き平成29年も避難訓練を実施

■浸水警戒区域指定に係わる経緯

| 平成28年度 | |
|--------|--|
| 8月20日 | ■浸水警戒区域指定説明会 区域に関係する地権者(115名)および黄瀬区民対象。 出席者24名 |
| 9~2月 | ■浸水警戒区域の個別説明 8月20日に欠席した区域素案内に家屋がある地権者への説明。 対象14名(未了1名)。(10/14合同説明(5名)) |
| 平成29年度 | |
| 4月30日 | ■黄瀬区総会 「黄瀬区としては河川整備・維持管理の推進を求めるとともに、浸水警戒区域の指定を基本的には受け入れることとするが、反対者の意見に十分配慮して進めてほしい」という方針を総会で確認する予定であったが、慎重な意見が相次いだことから慎重に対応するため、区域指定を早期に受け入れず、総会議案は「保留」となった。 |
| 11月27日 | ■流域治水政策に関する質問状の提出 「大戸川等の河川整備や維持管理」「浸水警戒区域に指定された場合に必要になる住民の対応」「区域指定の段階的な指定の可否」についての質問状が提出された。 |
| 1月28日 | ■黄瀬区初参会 「区全域ではなく、大戸川左岸で山添川流域の山添および小池区域を浸水警戒区域に指定する」ことについて提案され、承認可決された。 |
| 2月5日 | ■段階的な浸水警戒区域の指定に対する要望 初参会で承認可決された大戸川左岸で山添川流域の山添および小池区域に関して、浸水警戒区域の指定を行うことについて要望書が提出された。 |
| 3月~ | ■甲賀市調整 黄瀬区が決定した考えを尊重して、部分的な区域指定に関して反対しない意向を確認。 |

■反対の意見をされている方への報告

- 文書にて報告【6名（反対意見者+説明拒否者）】
連絡、意見等なし
- 個別報告【1名（今回指定予定のエリアの地権者）】
区の意向に沿って浸水警戒区域の指定手続きに進むことについて了承
 以下、4点の意見
 - ① 『区域を定めず、そのエリアの水害リスクを示すだけでよいのではないか』
 - ② 『黄瀬のような過疎化が進む土地では、代替わりの度に住む人が減り、最終的には誰も住まなくなる』
 - ③ 『将来に渡って人が住み続けるような市街地でこそ指定すべき』
 - ④ 『指定を受けた土地では固定資産税が減額するということや、望めば県や市が土地を譲り受けるというような支援も検討願いたい』

■浸水警戒区域指定に対して、これまでに出了意見

【区域内土地所有者26名からの意見（内 家屋も所有19名 土地のみ所有6名 事業者1名）】

| | | |
|--------------|---|----|
| なし | <ul style="list-style-type: none"> ● 区域は指定されるが、避難体制づくりなどについて行政のサポートを受けることができるということであると理解している。 ● 今困っているのは、実際の避難をどうして行うかということである。 | 9名 |
| 要望等の意見あり | <ul style="list-style-type: none"> ● 大戸川や支川の維持管理を適切に実施してほしい。 ● 大戸川の改修工事を早急にすべき。 ● 現在の支援制度の対象ではないことも支援対象にしてほしい。 ● 今後高齢化が進み水平避難が難しくなるかもしれない。対策を早く進めてほしい。 | 9名 |
| 区域指定に対する意見あり | <ul style="list-style-type: none"> ● 資産価値がさがる。売買が難しくなる。 ● 他所へ移転を希望する者への支援がない。 ● 規制をかける根拠となる浸水予測を信用できない。これまでの浸水実績で判断すべき。200年確率降雨を採用していること、滋賀県だけが区域指定を実施していることに納得できない。 ● 区域指定にかかる費用(取組、支援制度)を河川改修に使うべき。 ● 希望すれば区域内の土地を市に寄付できるなどの制度を作してほしい。 ● 農業を続けていこうという意欲をそぐことになる。 ● 建築規制によって制限をうけ、自由な発想で事業を続けることが困難になる。 ● 区域指定により、リスク回避の観点から取引を停止され、新規顧客の依頼がなくなる。地域の指定は風評被害を及ぼす。 | 7名 |
| 説明未了 | 消息不明1名 | 1名 |

■今回指定を予定している区域

